

## 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年2月9日

北九州市保健福祉局地域リハビリテーション推進課

### 1 当該公募の趣旨

本業務については、障害のある子どもや成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、すべての人が身近な地域でリハビリテーションに関する相談・支援が受けられる体制を構築するため、地域リハビリテーション支援センター（拠点）を設置し、リハビリテーション関係者の自立支援に資するケアマネジメント能力等支援技術の向上や、関係者間の連携強化等を行い、地域リハビリテーション支援体制の推進を図るものである。

本業務を行う委託先は、地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）として、リハビリテーションに関する相談支援や関係者間のネットワーク構築、地域での介護予防の取組の充実等、リハビリテーションに係る各取組を一体的に実施し、より効果的かつ全市的な活動を行うことができる必要があるため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者の随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名型プロポーザルを実施する予定である。

### 2 業務の概要

#### （1）業務名

北九州市地域リハビリテーション支援センター運営業務

#### （2）業務内容

ア リハビリテーションに関する相談支援

ケアマネジャー、介護サービス事業所及び地域包括支援センター等の職員（以下、

「相談者」という。)からのリハビリテーションに関する相談に応じ、介護サービス等を利用している市民(以下、「利用者」という。)の自立支援に向けた助言や訪問による相談支援等を行う。

(ア) 相談窓口の設置

本事業の相談受付を行うための窓口を設置し、電話、FAX、メールによる相談を受付け、ケアマネジャーが作成したケアプランや、相談者が関わっている利用者の生活機能、福祉用具や住宅改修等の環境調整等について、リハビリテーションの視点から相談者の相談内容やニーズに対応した適切な助言等を行う。なお、相談者等からの相談に対応できるよう、定期的な相談受付時間を確保する。

(イ) 出張相談

地域包括支援センター及び介護サービス事業所等に出向き、上記同様に相談支援を行う。出張相談の実施にあたっては、訪問先の業務状況等にも配慮し、相談場所や日程等は十分に協議の上実施する。

(ウ) 同行訪問による支援

必要に応じて相談者と同行訪問し、利用者の生活機能及び生活課題等の状況把握(アセスメント)を行い、利用者の状態に応じた運動や動作指導、社会参加につながる福祉用具や住宅改修等の環境調整等について具体的な援助方法の助言、提案を行う。

(エ) 同行訪問後のフォローアップ

同行訪問した相談者に対して、経過や現状確認等を行い、必要に応じて助言・提案を行う等、丁寧なフォローアップを行い、支援結果の蓄積を行うこと。

(オ) 介護サービス事業所等へのリハビリテーションに関する技術支援

必要に応じて、介護サービス事業所等へ出向き、カンファレンスや勉強会に参加し、自立支援に向けた助言を行う等、介護サービス事業所等従事者の支援技術の向上を図る。また、利用者のケアチーム内にリハビリテーション専門職(以下、「リハ専門職」という。)がいる場合も相談者の希望に応じて相談支援を行う。さらに、チーム内のリハ専門職に対しても経過の確認等を行いながら支援に関する助言等を行う。

イ 地域リハビリテーション協力機関に対するコーディネート

(ア) リハ専門職の派遣調整

本市では、事業に協力する医療機関・介護施設等を「地域リハビリテーション協力機関」(以下、「協力機関」という。)として登録し、所属するリハ専

門職を地域に派遣する体制を構築している。

支援センターは、地域からの依頼に基づき協力機関に連絡し、出務するリハ専門職の派遣調整を行う。なお、支援センターの従事者が必要に応じて活動に出務しても差し支えない。

- a 地域ケア個別会議のアドバイザー
- b 住民運営の通いの場（以下、「グループ」という。）等地域活動への従事
- c 地域で行う研修会等の講師

（イ）協力機関連携会議の開催

支援センターは協力機関のリハ専門職を対象とした連携会議を年2回程度開催し、活動に必要な情報提供や意見交換を行い、地域で活動するための目的や知識等を共有するとともに支援センターと協力機関、及び協力機関同士の連携を強化し、互いの支援技術の向上に取り組む。

（ウ）協力機関への支援

協力機関が地域活動に従事する際必要に応じて同席し、活動や支援の補助を行う。また、グループの特色や活動状況を見ながら、協力機関と必要な情報交換や打合せを行いグループと協力機関を繋ぐ等、協力機関が円滑に活動するための支援を行う。

さらに協力機関の活動における共通の課題に対しグループディスカッショングや検討結果をマニュアルに取り入れる等、課題解決に向けた取組を行う。

（エ）マニュアル等の整備

これまで支援センターが行ってきた支援内容や方法を東部・西部支援センター間で共有し、協力機関のリハ専門職に向けたマニュアルや手引きなどを作成し、支援技術の平準化を図る。また、支援技術を蓄積し、支援記録を残すとともに協力機関が地域で活動する時に共通で利用できる素材（各種データ等）をまとめ、協力機関が閲覧できるような仕組みを整える。

（オ）人材の育成

リハ関係者を対象に、地域の中でその人らしい暮らしの実現や生活の質の向上に向けた支援等を学ぶ研修会を企画する等、地域への働きかけができる人材の育成を行う。

ウ リハビリテーションにかかる情報の集約及び普及啓発

（ア）情報の集約

相談支援や地域活動への支援に活用できるリハビリテーションにかかる

様々な情報を収集し、必要に応じて伝達できるように集約する。

(イ) 関係者への伝達

地域包括支援センターや地域支援コーディネーター、保健師等と連携し、関係者等に対し必要な情報を発信する。

(ウ) 関係会議等への参画

地域の関係機関が主催する会議や研修等（時間外での会議も含む）に参加し、地域リハビリテーションや介護予防・自立支援等についてリハ専門職の立場から伝達し、関係者との連携を図る。

(エ) 地域リハビリテーションの啓発

市民やリハ関係者に対してリハビリテーションの理念や目的、専門職の役割等を啓発することで、多職種連携やネットワーク構築を促進するとともに、地域活動の充実（地域づくりの支援）につなげる。

エ 地域リハビリテーション関係者のネットワークづくり

(ア) リハビリテーション連絡協議会への参画

リハビリテーション連絡協議会の運営会議や研修会等（時間外での会議も含む）に参画し、医療・介護等の従事者が地域の中で連携・協働できるよう多職種間のネットワークづくりを行う。

(イ) 職能団体との連携

リハ専門職が地域活動に効果的に関与できるよう、職能団体と連携し、職種間の繋がりの強化を図るとともに、人材育成に取り組む。

(ウ) 地域支援コーディネーター等との連携

地域支援コーディネーター等と協働し、新たなグループへの関与を広げて、より効果的な介護予防の自助・互助の取組の促進を図る。また従前から支援を継続しているグループについても、地域支援コーディネーター等とグループの現状や課題等について共有し、対応策を検討する等、適時連携強化に努めるもの。

オ 住民主体の通いの場や健康教室等への出務を含む地域活動の支援

グループの効果的な介護予防活動や自立支援に資する取組となるよう、グループに対しリハビリテーションの視点から活動提案や継続支援等を行う。

(ア) グループのアセスメント

(イ) 効果的な活動の提案と実施

(ウ) グループの継続支援

- (エ) 協力機関との連携
  - (オ) 住民や地域の支援者との連携
- カ 支援センターの支援技術や知識の蓄積・共有
- 支援センター内部や 2 か所の支援センター間で、適宜事業に関する情報共有や  
ケース検討会等を開催し、拠点として相談支援や地域活動における技術の確保等  
に努める。
- キ 効果確認等
- 上記ア～カの取組は効果確認を行い、課題に対する対応を行うとともに取組の  
実績（支援事例等）を積極的に関係者へ情報発信する。
- ク その他
- その他、地域リハビリテーションの推進や地域包括ケアシステムの構築を目的  
に市が実施する事業（福祉用具等適正利用に向けた計画点検事業等）へ協力する。
- (3) 履行期間  
令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### 3 応募要件

- (1) 基本的要件
- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当  
しない者であること。
  - イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則  
(平成 7 年北九州市規則第 11 号) 第 6 条第 1 項に規定する有資格業者名簿（以  
下、「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
  - ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、  
及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であ  
ること。
  - エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 基本的要件以外の要件
- ア 市内の医療機関や介護保険施設等を運営している事業者等であること。
  - イ 地域リハビリテーションの推進及び介護予防事業、地域住民主体の通いの場  
への支援において、活動実績を有すること。
  - ウ 介護予防や自立支援に向けたケアマネジメントについて、十分な知識や経験を  
有するリハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）を

複数有しており、本事業に従事できること。相談窓口に1名以上事業担当者を配置できること。

- エ 従事者は他職種と連携できる資質や経験を有し、ケアマネジャーの資格を有している者を含むこと。
- オ 本市の東部圏域（門司区・小倉北区・小倉南区の全て）又は、西部圏域（若松区・八幡東区・八幡西区・戸畠区の全て）において、事業の実施ができること。
- カ 事業の実施にあたり、人員配置等において、既存事業等の関係法令（健康保険法や介護保険法等法令の施設基準等）に抵触しないこと。
- キ 経営状況に問題が無いこと。

#### 4 手続き等

##### （1）契約担当課（問い合わせ先）

住 所 北九州市小倉北区馬借一丁目7番1号  
担当課名 保健福祉局地域リハビリテーション推進課  
電話番号 093-522-8724 FAX 番号 093-522-8772

##### （2）説明書等の交付期間、場所及び方法

###### ア 交付期間

令和8年2月9日から令和8年2月27日まで（閏序日を除く。）の毎日、9時から12時まで及び13時から17時まで。

なお、説明書等を電子データにて交付を希望する場合は、令和5年2月27日17時までに電話連絡したうえで、問い合わせ先に交付を希望する旨のメールを送信すること。

###### イ 交付場所

（1）に同じ。

###### ウ 交付方法

交付場所において配布します。

###### エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

##### （3）参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

###### ア 提出期間

令和8年2月10日から令和8年3月2日まで（閏序日を除く。）の毎日、9時から12時まで及び13時から17時まで。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。

イ 詳細は説明書による。